

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ対策委員会及び担任会にて、高専機構本部・学生支援専門チームが作成した「いじめの正確な認知に向けて」を資料としいじめの定義の理解を求めた。	引き続きいじめ対策委員会委員を通じ実施している	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、いじめに関する事案について適宜情報共有や協議をおこなった。	引き続き定期的に開催している	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員に対してオンライン研修を実施した。	いじめをテーマとした教職員研修をおこなった	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会委員を通じ周知した。	引き続きいじめ対策委員会委員を通じ周知している	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	いじめ対策委員会委員を通じ周知した。	引き続きいじめ対策委員会委員を通じ周知している	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ対策委員会委員を通じ周知した。	引き続きいじめ対策委員会委員を通じ周知している	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知している。なお、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施について、いじめ対策委員会の役割は定めていない。	引き続きいじめ対策委員会委員を通じ周知している。また、いじめ関係規則を改正し、いじめ対策委員会の役割を明確化した。	令和6年9月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ対策委員会、厚生指導委員会などで情報を共有している。	引き続き実施している	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	基本計画等を検証し、適宜修正を行っている。	引き続き実施している	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、いじめ対策委員会でも共有している。	引き続き実施している	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしていると同時に、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	必要がある場合にスクールカウンセラーをいじめ対策委員会の構成員にするようにしている。	必要がある場合に参加してもらおうようにしている。また、看護師を校長が認めるものとして構成員に加えることとし、SCが出席できなかった場合も情報共有ができる体制とした。	令和6年9月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ予防講習を実施している。	引き続き実施している	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	全校集会において講話を行うとともに、HR等で担任から学生に周知している。	全校集会による講話の他、全学生に向けたいじめ防止講演をおこなった。	令和6年12月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	HRにいじめ予防講習を実施し、学生自らがいじめ問題に主体的に取り組むようワークをさせた。	引き続き実施している	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	引き続き実施している	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止基本計画に基づき、支援又は助言等を継続的に行うこととしている。	引き続き実施している	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会が実施された場合、説明をおこなうこととしている。	引き続き実施する予定である	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめ防止基本計画に明記して体制を整えている。	引き続き実施している	